

地域包括ケア促進モデル事業
中間報告書

2008年5月

東京都社会福祉協議会

はじめに

平成18年4月、介護保険法は「介護予防」を柱に改正されました。改正介護保険法では、高齢者の総合相談・支援の窓口として中学校圏域において「地域包括支援センター」を中心に「地域包括ケア」を構築することが謳われており、その設置が進められています。それは、「介護予防」をきっかけとした、失われつつある“地域づくり”への期待とも言えるでしょう。

本会では、平成19年度より3ヵ年アクションプランに取り組んでいます。このアクションプランの1つの事業として、『「地域の力」向上事業』を掲げ、これまで区市町村社協で取り組んできた小地域福祉活動等、サロン活動、見守り活動を推進・強化し、住民が主体的に、地域の様々な課題に取り組むことを通し「地域の力」の向上図ることを目指しています。その中では、顔の見える関係づくり、課題に応じたネットワークづくり、インフォーマルサービスの開発、権利擁護の仕組み等を検討することとしています。

この事業の一環として、「地域包括支援センターと社協の協働による地域包括ケア促進モデル事業」を平成19・20年度の2ヵ年にわたり、取り組むこととし、地域包括支援センターを受託している社協と受託していない社協をモデル地区として指定し、具体的な活動に取り組んできました。

19年度は、両モデル地区の状況の把握からはじめて、地域包括支援センターと社協のそれぞれの強みを確認した上で、どのような課題があり、どのように取り組みを進めていくかを検討してきました。また今後、地域基盤づくりとその活性化を目標に両者が組み合わさることによってどのようなシナジー効果を発揮するか、地域包括ケアの構築と促進にむけて、今後の取り組みの方向性等を示しました。その内容を「中間報告書」として報告いたします。20年度のさらなる活動の推進に向け、地域包括支援センターや区市町村社協をはじめとする関係各位の忌憚のないご意見をお願いいたします。

平成20年5月

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 野 村 寛

《 目 次 》

I 事業の主旨	1
II モデル地区の状況	
1 杉並区社協	2
(1) 背景とねらい	
(2) 取り組み状況	3
(3) 課題と今後の展望	7
2 西東京市社協	
(1) 背景とねらい	12
(2) 取り組み状況	14
(3) 課題と今後の展望	17
III モデル事業を通じて	22
IV 中間総括	24

◆資料

○地域包括ケア促進モデル事業 検討委員会 審議経過	26
○地域包括支援センターと社協の協働による包括ケア促進モデル事業 検討委員会設置要綱	29